

【公益】社会福祉・障害者

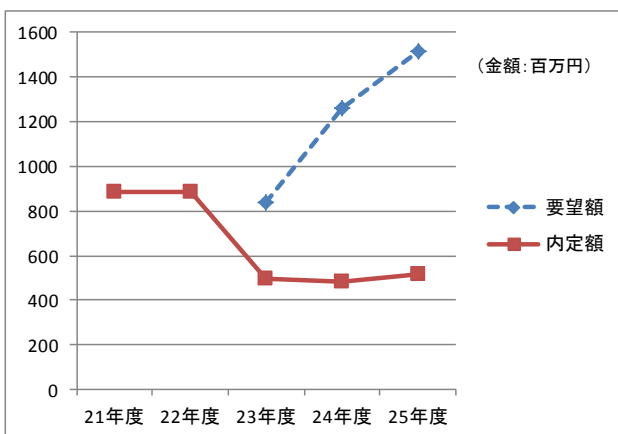
1. 補助の目的・概要

社会福祉の増進を目的とする事業の中で、主として身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法の範囲となる障害者福祉の分野については、グループホーム、ケアホームをはじめとする障害者の自立を支援する施設の建築を中心に支援を行ってきた。

平成 23 年度の公益事業振興補助においては、障害者福祉施設の建築 15 件、補助犬の訓練・ケアのための施設の建築 1 件、障害者福祉事業 14 件（他、辞退 2 件）について支援を行った。

2. 補助実績（件数・金額）

社会福祉・障害者



| 年度 | 要望数 (件) | 要望額 (百万円) | 内定数 [※] (件) | 内定額 [※] (百万円) |
|------|------------|--------------|-------------------------|---------------------------|
| 21年度 | | | 38 | 886 |
| 22年度 | | | 43 | 886 |
| 23年度 | 38 | 837 | 30 | 493 |
| 24年度 | 63 | 1259 | 37 | 486 |
| 25年度 | 70 | 1512 | 32 | 518 |

※辞退となった事業を除く

平成 23 年度においては、38 件 8 億 3,700 万円の補助要望があり、そのうち建築事業 16 件に計 4 億 900 万円、建築以外の事業 14 件に計 8,400 万円、合計 30 件 4 億 9,300 万円の支援を行った。内訳は、障害者地域活動拠点施設の建築 2 件に 6,100 万円、障害者ケアホームの建築 9 件に 1 億 9,300 万円、障害者グループホームの建築 4 件に 9,200 万円、身体障害者補助犬繁殖・訓練・ケア施設の建築 1 件に 6,300 万円、障害を持つ人が幸せに暮らせる社会を作る活動 14 件に 8,400 万円の支援を行った。なお、32 件の内定事業のうち、2 件が辞退となった。

辞退事業 2 件は、ともに震災の影響により事業を取りやめた。

3. 補助事業の事例

| | |
|---|---|
| <p>社会福祉法人福井県視覚障害者福祉協会 障害者地域活動拠点施設の建築</p> <p>視覚障害者が、自立と社会参加のための様々な取り組みを行う拠点施設を建築。障害者当事者が行う地域交流や社会参加活動を支援。</p> |   |
| <p>社会福祉法人育成会 障害者ケアホームの建築</p> <p>いわき市に、バリアフリーだけではなく、オール電化や火災通報装置などの安全面に配慮し設計した、安全で安心な地域生活の拠点となる障害者ケアホーム「えぼっくⅢ」を建築。</p> |   |
| <p>公益財団法人日本補助犬協会 身体障害者補助犬繁殖・訓練・ケア施設の建築</p> <p>横浜に、年間 25 頭の「身体障害者補助犬」（盲導犬・介助犬・聴導犬）を訓練できる補助犬訓練施設を建築。身体障害者補助犬を希望する障害者に無償でお貸しすることで、より多くの障害者の自立と社会参加を支援。</p> |   |
| <p>社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 障害を持つ人が幸せに暮らせる社会を作る活動</p> <p>医師・看護師・専門指導員・ケースワーカー等心身障害児(者)療育の専門家が、重度の在宅心身障害児(者)と保護者に対して、療育相談・生活指導・障害や福祉制度に関する情報提供等の巡回療育相談を実施。</p> |   |

4. 補助事業の成果

(福) 足柄緑の会が行う、障害者グループホームの建築事業について、補助を行った。この事業は、神奈川県南足柄市に2階建て2ユニット（1ユニット定員6名）の福祉施設「グループホームやまびこ」を建築し、障害者の共同生活援助を行うものである。

(福) 善正会が行う、障害者ケアホームの建築事業についても、補助を行った。この事業は、福岡県筑前町の「ほっとスペースあさくら」にケアホームを建築し、障害者の共同生活介護を行うものである。

この他に、北海道稚内市 [(福) 緑ヶ丘学園]、山形県山形市 [(福) 愛泉会]、福島県いわき市 [(福) 育成会]、茨城県日立市 [(N) 日立太陽の家]、千葉県館山市 [(福) 安房広域福祉会]、愛知県名古屋市 [(福) 大幸福社会]、三重県川越町 [(福) よつば会]、福井県福井市 [(福) 福井県視覚障害者福祉協会]、奈良県天理市 [(福) ふきのとう]、岡山県倉敷市 [(福) 三穂の園]、広島県広島市 [(N) トムハウス]、熊本県熊本市 [(福) 富合福祉会]、大分県別府市 [(福) みのり会]、の各地域において、障害者福祉施設の建築に係る補助を行った。

また、(公財) 日本補助犬協会が行う、補助犬の訓練・ケアのための施設の建築や、(公財) 日本障害者スポーツ協会が行う障害者スポーツの振興事業、(福) 全国重症心身障害児(者)を守る会が行う巡回療育相談等の事業等を支援し、地域社会が一体となった障害者の自立支援と社会参加支援、家族へのサポートを図った。

5. 補助事業の評価

事業完了後の事業者の自己評価の総合評価は、評価対象 39 件 (1 補助事業で複数項目を評価していることがあるため事業数とは異なる) のうち、5 段階評価で、評価 5 [極めて高い] が 6 件、評価 4 [比較的高い] が 26 件、評価 3 [ほぼ問題ない] が 7 件であった。

事業者の自己評価等を踏まえ J K A で評価を行ったところ、A++ [極めて高い] が 2 件、A+ [比較的高い] が 29 件、A [概ね十分] が 8 件と、すべての事業で補助事業として概ね十分と評価される A 以上の評価となっており、補助の目的である、障害者に対する社会福祉の増進に寄与することができたと思われる。

6. 今後の検討課題

障害者福祉施設の建築に関しては、国・地方公共団体の支援もあるものの地域的な格差も多分にあり、ニーズに対して整備が追いついていない状況も見受けられる。また、近年の障害者福祉の方向性としては、地域が一体となって障害者の自立を支援する姿を想定していることから、地域での生活の場となるケアホーム (共同生活介護)、グループホーム (共同生活援助) へのニーズが大きくなっている (法改正により、今後ケアホームはグループホームに統合される予定である)。

障害者自立支援法は平成 24 年度から一部改正され、並行して国連障害者権利条約の批准も視野に入れて、総合福祉法の制定が準備されているが、介護のための人材育成や療養相談その他の家族へのサポートが重要であることに変わりはなく、J K A としても国の福祉政策の方向性を見極めつつ、引き続き支援しなければならない分野である。